

行政監査報告

1 三種町監査基準（令和2年三種町監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類
行政監査

3 監査の対象
地域おこし協力隊の実態

4 監査の着眼点
手続の合規性及び執行・管理の経済性、効率性、有効性

5 監査の実施内容

(1) 実施期日

令和5年2月13日（月）・14日（火）

(2) 実施手続

提出された証拠を確認し、関係職員等からの説明を聴取した。

6 監査の結果

(1) 地域おこし協力隊の実態

上記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

ただし、次の事項については、検討が必要と認められた。

当町における地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）の任用は平成22年度から断続的に行われており、これまで6人がクアオルト事務や移住定住推進業務などに従事していたが、任期を満了し、現在も町内に定着しているのは1人である。令和2年度に町は、協力隊の定住促進のため、三種町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱を制定し、協力隊の起業等経費を支援する体制を整えている。そして現在は、企画政策課において2人が情報発信業務に従事している。

協力隊は自身の才能や能力を活かせる理想的な暮らしを市町村に求め、市町村は斬新な視点による柔軟な地域おこしや地域の活性化を協力隊に期待するものであるが、そのマッチングの分析や協力隊が地域コミュニティに溶け込むための環境整備、任期中における就労支援などが不十分であったことが、協力隊の定住に結びつかない要因であると考えられる。また、これまでの協力隊が担った業務について、既存の職員（会計年度任用職員を含む。）ではできなかったことなど、協力隊ならではの成果を検証する必要もあろう。漫然と協力隊制度を利用するのではなく、「住み続け

たいまちを創造」するために必要な協力隊員の具体的な活動について、広範に検討されることを望む。

(2) 施設等の鍵の管理・貸出台帳の整備

上記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務については、改善措置が必要と認められた。

令和5年2月13日に実施した随時監査（財務監査）において、公衆電話の料金箱およびその料金を一時保管する金庫の鍵について、管理・貸出体制が未整備であることが判明した。連れて、当町においては、いわゆる「鍵台帳」なるものが不存在であることを認めたところである。

鍵については、管理者を定め、個数・状態等を正確に把握し、貸出に当たっては、時期・用途等を明確にすることで、施設の不正利用を防止し、または、公金保管の信頼性の確保に資するものとなろう。したがって、鍵の管理・貸出体制について、台帳の整備による厳格化を全庁的に確立する必要があると考える。